

日田市特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団	体	名	:	日田市	
事	業	名	:	特定環境保全公共下水道	
策	定	日	:	令和 3 年 3 月	
計	画	期	間	:	令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年10月1日	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	全部適用 (令和2年4月1日)
処理区域内人口密度	14.4人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(大山地区)		
処 理 場 数	1箇所(大山ダイヤモンドプレイス)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1			

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料金体系の 概要・考え方	<p>【現行の使用料体系】 一般家庭用の使用料は、10m³まで定額の基本使用料と、基本水量を超過した水量にかかる超過使用料の合計額で、超過使用料については、汚水量が多いほど単価が高くなる逓増制を採用している。 水道水を使用した場合の汚水量は、水道メーターの指針により算定した水量とするが、水道水以外の水(地下水)は水道メーターに反映されないことから、下記のように汚水量を認定する。 ① 地下水のみを使用する場合…一月につき1人当たり6m³とする。 ② 水道水と地下水を併用する場合…①により算出した水量の2分の1に、水道メーターの指針により算定した水量を加算する。</p> <p>【使用料体系の趣旨】 基本水量超過分については、少量部分の使用料を低廉なものとする一方で、一般家庭等の負担軽減を図っている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">汚水量</th> <th style="width: 30%;">使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一般汚水</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">基本使用料</td> <td style="text-align: center;">10m³まで</td> <td style="text-align: center;">1,520</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10m³を超え20m³までの部分</td> <td style="text-align: center;">161</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">超過使用料 (1m³につき)</td> <td style="text-align: center;">20m³を超え30m³までの部分</td> <td style="text-align: center;">170</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30m³を超え40m³までの部分</td> <td style="text-align: center;">178</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40m³を超え50m³までの部分</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50m³を超え100m³までの部分</td> <td style="text-align: center;">215</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100m³を超える部分</td> <td style="text-align: center;">238</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	汚水量	使用料 (円)	一般汚水	基本使用料	10m ³ まで	1,520	10m ³ を超え20m ³ までの部分	161	超過使用料 (1m ³ につき)	20m ³ を超え30m ³ までの部分	170	30m ³ を超え40m ³ までの部分	178	40m ³ を超え50m ³ までの部分	200	50m ³ を超え100m ³ までの部分	215	100m ³ を超える部分	238
種別	区分	汚水量	使用料 (円)																			
一般汚水	基本使用料	10m ³ まで	1,520																			
		10m ³ を超え20m ³ までの部分	161																			
	超過使用料 (1m ³ につき)	20m ³ を超え30m ³ までの部分	170																			
		30m ³ を超え40m ³ までの部分	178																			
		40m ³ を超え50m ³ までの部分	200																			
		50m ³ を超え100m ³ までの部分	215																			
		100m ³ を超える部分	238																			
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用としての使用料体系は設定しておらず、一般家庭用と同様である。																					

その他の使用料体系の概要・考え方	【公衆浴場用の使用料体系】 公衆浴場については、一般汚水とは異なり、基本使用料及び超過使用料を設定せず、汚水量のみにより算定する特別な使用料体系を採用している。 【使用料体系の趣旨】 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第3条及び第6条に基づき、公衆浴場の経営の安定化を図るための負担軽減措置として、低廉な使用料としている。						
	種別		汚水量		使用料(円)		
公衆浴場用(温泉水を含む)		1m ³ につき		41			
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,080	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,878	円
	平成30年度	3,080	円		平成30年度	2,810	円
	令和元年度	3,130	円		令和元年度	2,643	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数																					
	<table border="1"> <tr> <td>局長</td> <td>1</td> <td>事務職員</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>経営管理課</td> <td>11</td> <td>技術職員</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>施設工務課</td> <td>26</td> <td>再任用職員等</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計 38 (実働)</td> <td colspan="2">※ 正規職員 + 再任用職員等3</td> </tr> </table>						局長	1	事務職員	15	経営管理課	11	技術職員	20	施設工務課	26	再任用職員等	3	合計 38 (実働)		※ 正規職員 + 再任用職員等3
局長	1	事務職員	15																		
経営管理課	11	技術職員	20																		
施設工務課	26	再任用職員等	3																		
合計 38 (実働)		※ 正規職員 + 再任用職員等3																			
事業運営組織	<p>平成29年4月1日より、公共下水道事業の公営企業会計への移行とともに、水道課(管理係・工務係・浄水係)及び下水道課(管理係・下水道係・施設係)を廃止し、上下水道局に再編を行い、また、令和元年7月1日から窓口・徴収業務等の一部を民間委託することで、事務や作業の効率化を図った。</p> <p>さらに、令和2年度からは、簡易水道事業を水道事業に統合し、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業を、公共下水道事業と同様に下水道事業として公営企業会計に移行することで、上下水道事業全体としてさらなる事務や作業の効率化を図っている。</p>																				

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場維持管理業務、汚泥処分・搬出運搬業務等のほか、令和元年7月1日より窓口・収納業務の一部を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

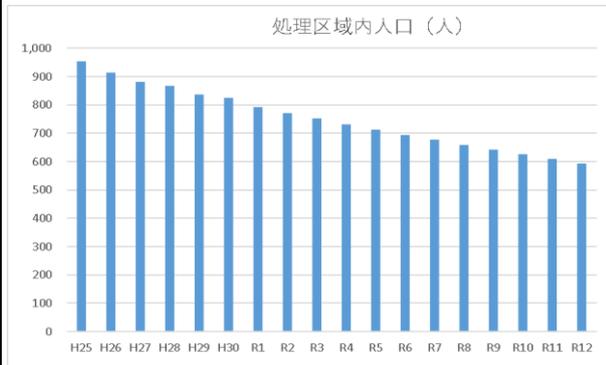
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和2年度から公営企業会計に移行したため「経営比較分析表」を作成できない。

2. 将来の事業環境

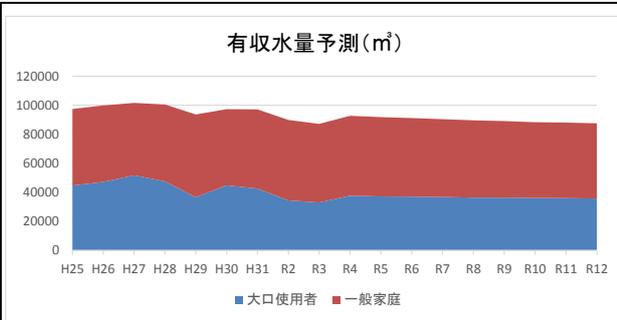
(1) 処理区域内人口の予測

本経営戦略の上位計画となる「日田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、日田市全体の人口推計を行っているものの、地域別での推計を行っていないことから、日田市特定環境保全公共下水道(大山処理区)の人口を推計する。



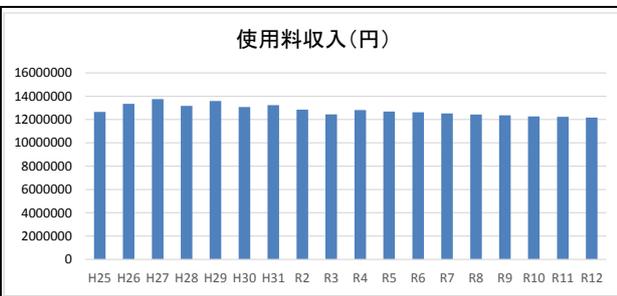
大山地区中心部(北部、中央、老松、西峰、烏宿地区)からなる日田市特定環境保全公共下水道(大山処理区)の人口の実績及び将来予測となる。
平成25年度から令和元年度は、各年度3月31日現在の実績値である。
令和2年度から令和11年度については、過去10箇年の実績をもとに、平均増減率-2.6%を乗じることで処理区域内人口を推計し、平均増減人数は-18人/年と見込んでいる。

(2) 有収水量の予測



日田市特定環境保全公共下水道(大山処理区)の実績期間(平成25年度から令和元年度)の有収水量データをもとに、将来の有収水量を推計している。
令和元年度の有収水量実績から、総有収水量の約56%を一般家庭、残り約44%を事業所等の大口使用者が占めており、大口使用者の利用割合が非常に高いことから、有収水量は、一般家庭と事業所等の大口使用者とで個別に推計している。
令和2年度から3年度における水量値は、新型コロナの影響を受けた使用料収入の低下による実績及び推計値である。

(3) 使用料収入の見通し



(2)で推計した有収水量データをもとに、将来の使用料収入を推計している。
令和4年度以降、収入の回復を見込むも、平均収入率は0.7%/年程度ずつ減少する見込みである。今後も水洗化率の向上に取り組み、使用料収入の確保に努める。

(4) 施設の見通し

主な施設は、管渠施設、汚水ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設等であり、保守点検及び修繕を実施している。
供用開始が平成14年であることから、本計画範囲において大規模な改修工事は発生しないと見込んでいるが、ストックマネジメント計画に沿って、施設の長寿寿命化に努める。

(5) 組織の見通し

平成29年度に上下水道局を設置し、水道事業と下水道事業を実施している。
また、令和2年度から簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を公営企業会計に移行したことから、上下水道事業を一体ととらえ、上下水道局としての適正な職員配置に努める。

3. 経営の基本方針

日田市特定環境保全公共下水道(大山処理区)の下流部を流れる市内最大の河川である三隈川の水質の保全や、安全で快適な市民生活を実現するために、水洗化を促進し、下水道施設の長寿命化を推進するとともに、財政健全化を図り、事業の持続性と安定性を高める。

- ① 水洗化の普及
普及促進については、水洗化促進の文書を毎年送付する等、水洗化率向上に取り組んできたが、今後も引き続き、地域の水洗化率向上に取り組む。
- ② 下水道施設の長寿命化の推進
平成14年度の供用開始であり、施設や管渠は比較的新しく、直ちに大規模修繕等を要する状況にはないが、ストックマネジメント計画を策定し、施設の長寿命化等に要する費用の抑制や平準化を図る。
- ③ 下水道財政の健全化
令和2年度から公営企業会計に移行したことにより、統一的な指標により他団体との比較等の分析を行うことで経営の現状や課題を把握し、経営基盤の強化や健全性の向上を図る。
- ④ 広域的な汚水処理計画の検討状況
大分県及び県下他市町村と方針等について検討を進める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

※ 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	ストックマネジメント計画に基づく施設等の長寿命化により、投資の抑制、平準化に努めるとともに、施設の更新に備え、内部留保の確保に努める。
-----	---

日田市特定環境保全公共下水道(大山処理区)は、平成14年に供用開始しており、経過年数も短く、資本的支出となる大規模な改修等が発生していない状況から、建設改良費の発生は見込まず、主に建設債元金償還金の支出のみを見込んでいる。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水洗化率向上による使用料収入の確保に努め、経営基盤の強化を図り、健全経営を目指す。
-----	---

- ・ 使用料収入
『2-(3)使用料収入の見通し』で推計したものを反映している。
- ・ 繰入金
収益的収支においては、恒常的な赤字を計上しており、赤字補填のための基準外繰入を計上している。
資本的収支においては、財政基盤強化のための出資(基準外繰入)を受けることとしている。
- ・ 減債基金
建設企業債の元金償還に充てるため、計画的に減債基金を取り崩す。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・ 職員人件費
日田市公共下水道事業の経営戦略と同様、毎年、対前年度比2.0%増加するものと想定する。
- ・ 動力費・修繕費・委託料 ほか
令和3年度以降については、令和3年度当初予算要求額を採用する。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	大分県及び県下他市町村と方針等について検討を進める。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に沿って、施設の長寿命化に係る費用の平準化に努める。 また、建設債の償還に係る費用の平準化のため、資本費平準化債の活用について検討する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	区域内人口の減少が見込まれることから、水洗化率の向上に取り組むとともに、経営分析を行うことで経費の縮減に努め、使用料の水準について検証を行う。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	定期点検や、ストックマネジメント計画に基づく調査を実施する過程で、修繕が必要であることが認められた資産については、適切に修繕を実施し、長寿命化に努める。
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	継続的な経営改善を図るため、PDCAサイクルを活用し、概ね5年ごとに見直しを行い、経営戦略の事後検証及び更新を行う予定である。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和2年度 (決算 見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
区 分													
資本的収入	1. 企業債償還金												
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金	11,015	11,016	11,016	12,016	12,016	12,017	12,017	11,017	11,017	11,018	524	
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金	8,400											
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	3,587											
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他	851	1,063	1,280	500	687	404	87	888	937	778	9,645	
	減債基金(天瀬)	300	300	300	300	300	167						
	減債基金(大山)	551	763	980	200	387	237	87	888	937	778	9,645	
	計 (A)	23,853	12,079	12,296	12,516	12,703	12,421	12,104	11,905	11,954	11,796	10,169	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	23,853	12,079	12,296	12,516	12,703	12,421	12,104	11,905	11,954	11,796	10,169	
資本的支出	1. 建設改良費	19,237	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	12,189	12,957	13,174	13,394	13,581	13,773	13,860	13,661	13,710	13,230	10,725	
	建設債	11,866	12,079	12,296	12,516	12,703	12,895	12,982	12,783	12,832	12,674	10,725	
	うち用地分	15	16	16	16	16	17	17	17	17	18	13	
	法適化債	323	878	878	878	878	878	878	878	878	878	556	
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	計 (D)	32,426	14,010	14,227	14,447	14,634	14,826	14,913	14,714	14,763	14,283	11,778	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	8,573	1,931	1,931	1,931	1,931	2,405	2,809	2,809	2,809	2,487	1,609	
	補填財源	1. 損益勘定留保資金	15,382	6,777	5,370	4,433	4,278	4,174	4,027	3,967	3,967	3,967	3,967
		2. 利益剰余金処分額						474	878	878	878	878	556
		3. 繰越工事資金											
		4. その他	1,415										
計 (F)	16,797	6,777	5,370	4,433	4,278	4,648	4,905	4,845	4,845	4,845	4,523		
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 8,224	△ 4,846	△ 3,439	△ 2,502	△ 2,347	△ 2,243	△ 2,096	△ 2,036	△ 2,036	△ 2,358	△ 2,914		
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	151,470	138,513	125,340	111,946	98,365	84,592	70,733	57,073	43,363	30,133	19,408		

○他会計繰入金

年 度		令和2年度 (決算 見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収益的収支分		24,098	16,490	14,619	13,652	13,423	13,273	13,072	12,935	12,887	12,463	11,848
	うち基準内繰入金	17,882	9,071	7,441	6,286	5,907	5,577	5,202	4,913	4,690	4,464	4,255
	うち基準外繰入金	6,216	7,419	7,178	7,366	7,516	7,696	7,870	8,022	8,197	7,999	7,593
資本的収支分		11,015	11,016	11,016	12,016	12,016	12,017	12,017	11,017	11,017	11,018	524
	うち基準内繰入金	15	16	16	16	16	17	17	17	17	18	13
	うち基準外繰入金	11,000	11,000	11,000	12,000	12,000	12,000	12,000	11,000	11,000	11,000	511
合 計		35,113	27,506	25,635	25,668	25,439	25,290	25,089	23,952	23,904	23,481	12,372